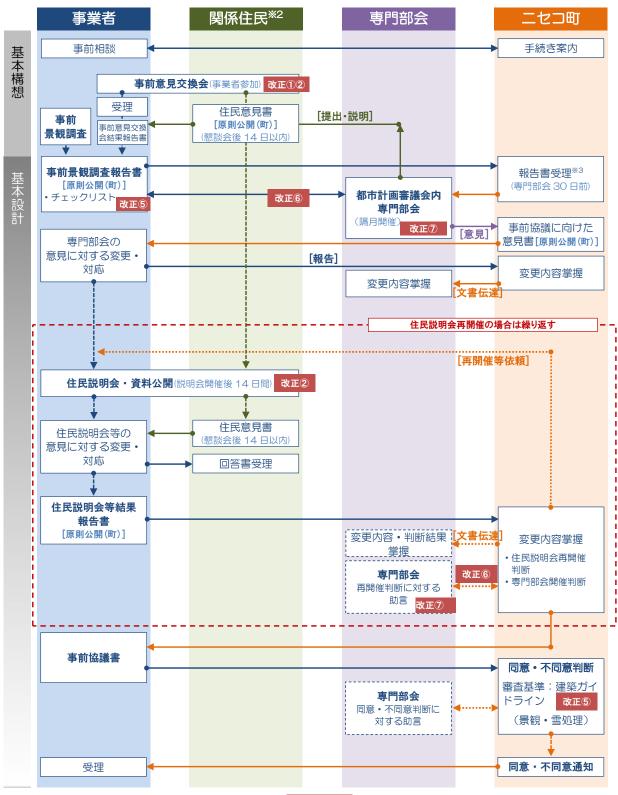
## 図 事前協議フロー案



- ※1 建築ガイドラインの定義、位置づけを明確化。 **改正③④**
- ※2 関係住民:現行条例の位置づけに景観協定・コミュニティ協定を締結した区域内の町民を追加(+事業予定 敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者、事業予定敷地に属する自治会の町民、事業予定敷 地の自治会と隣接し、事業の影響が懸念されると町長が認めた自治会の町民) 改正89
- ※3 事前景観調査結果報告書を踏まえて、専門部会・住民説明会等を省略する場合がある。

## 図 配慮事項チェックリスト

